

平成 28 年度第 1 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

1 開催日時

平成 28 年 9 月 26 日（月）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分まで

2 開催場所

岩手県公会堂 21 号室（盛岡市内丸 11-2）

3 出席者

(1) 委員（8 名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、菊池 信弥 委員、佐藤 善男 委員、
新井田 信也 委員、村上 素子 委員、山田 佳奈 委員

(2) 県側出席者

（総務部）大槻理事兼総務部副部長兼総務室長、稲葉総務室入札課長

（医療局）玉館経営管理課主査

（企業局）細川業務課総括課長

ほか抽出工事説明職員

4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

5 挨拶（大槻理事）

平成 28 年度第 1 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様には、御多忙のところ御出席を賜りまして本当にありがとうございます。また、日頃から県政の推進に御尽力いただいていることに対しましても、深く感謝申し上げます。

東日本大震災津波の発災から 5 年 6 か月が経過いたしました。県では、平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年間の復興計画期間とする計画を策定しておりまして、「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」を復興の 3 つの原則として掲げ、全力で取り組んでいるところでございます。特に本年は本格復興期間の最終年ということで、本格復興完遂年という形で位置づけて事業を実施しているところでございまして、県営建設工事についても佳境を迎えているところでございます。

本委員会では、その復興とも密接に関わる県営建設工事につきまして、入札・契約に関する事項を調査審議いただいているところでございますが、県営建設工事の入札状況を見ますと、平成 25 年度と平成 26 年度には 21 パーセントと高い水準で推移しておりました入札不調が、昨年度は 9 パーセント、本年度は 8 月末時点で昨年並みで推移するなど、大幅に低下している状況になっております。

一方、先日の台風第 10 号で沿岸の市町村を中心に甚大な被害が発生しております。今後は、台風で被災した施設等の復旧も震災復興と並行して進める必要があるものと考えております。中身を見ますと、復興工事の途中で被害にあったもの、工事が完了した後に被害にあったものというふうに千差万別でございますが、そういった被害が出ているところでございます。従いまして今後の県営建設工事の入札動向等を注視して必要に応じて関係部局と連携しながら対応して参りたいと考えております。

本日の委員会におきましては、平成 27 年 12 月から平成 28 年 7 月までの契約工事について、御審議いただくこととしてございます。

御審議の中で、委員の皆様からいただいた御意見を踏まえまして、今後の取組に生かして参りたいと存じますので、御忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

6 議事（議長：渡辺委員長）

本日の会議は、全て公開といたします。配布資料のうち、一部は非開示とする資料ですので、各委員におかれましては御了解をお願いします。

(1) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

[事務局から説明]

ア 入札方式別発注工事の状況について（資料 No. 1～4）

イ 指名停止等の措置状況について（資料 No. 5）

[質疑等]

【菊池委員】

低入札の割合が増えてきているというお話でしたが、人件費や資材価格が増えるという形で工事費が上がる傾向にあるという状況であったかと思っておりますが、低入札が増える理由にはどういったものがあるのでしょうか。以前、入札不調が多いということで、労務単価を見直したり積算基準を見直したりしたことで予定価格が上がっているということお伺いしていて、それによって低入札が増えているのかなと思ったのですが、低入札の割合が増えている理由をお聞かせいただければと思います。

（事務局）

低入札の発生要因ですが、はっきりとしたところはなかなかつかみきれないところではあります。工事件数が減少しているといったところも関係していると考えています。年々減少傾向が見て取れますので、その分工事を落札できる環境が厳しくなると、できるだけ低いところで入札されることになるということは一点考えられます。

【菊池委員】

工事件数は減少しているということですね。ただ、先ほど御説明のあった、例えば資料 No. 1 - 2 の 1/3 の発注工事総括表【普通会計】ですと、件数・当初契約額とも去年を上回っています。こういったものを見ると必ずしもそういったことではないのかなと思うのですが。

（事務局）

この総括表の期間中で見ますと、それぞれの期間において増減がございますが、年間通して見ますと、例えば平成 27 年度の全体の件数は 1,432 件、平成 26 年度になりますと全体で 1,586 件、その前の年は 1,602 件といったように、年々減少傾向にはございます。こういったことが背景にあると考えております。

【山田委員】

資料 No. 5 の指名停止措置状況の 2/2 ページなのですが、以前にも似た質問があったかもしれませんが念のためということでお伺いします。落札決定後に契約を辞退したという件ですけれども、この後はこの工事についてどのような経緯を経られたのかということと、差し支えなければ、この契約を辞退されたことには何らかの理由や背景があるかと思っておりますけれども、このようなことがなるべく起こらないようにと存じますので、よろしければ背景もお聞かせいただければと思います。

（事務局）

4番の菅原建設の事案でございますが、入札自体は取止めとして再公告の手續に進んでおりますが、この業者が落札辞退した理由といたしましては、必要な技術者が確保できないといったところが直接的な原因で、その数日後になります破産手續の申立てをしております、破産手續が開始されております。

【渡辺委員長】

私も同じページで質問があるのですが、1番の「工事を工期内に完成させることができず、22日間工期遅延」ということですが、この原因なのですが、前に言われていた資材不足等が関係しているのかといったところを教えてくださいと思います。

(事務局)

この事案につきましては、完成検査を行った際に指定された規格のものを使っていなかったといったところが発見されました。不注意の要素もあるようでしたが、仕様書どおりに工事が行われていないということで修補命令を出して、その分契約工期より延びたという事案でございます。

【石川委員】

資料No.5の1ページの指名停止の4件目ですが、道路系の会社でかなり大きいところがたくさん入っています。この停止12か月というのはかなり長いのですが、道路の建設にあたってこの1年間に岩手県にどう影響しているのかということをお願いしたいと思います。

(事務局)

こちらの事案につきましては、東日本大震災での高速道路の補修に関してはこの業者以外にも発覚した業者がございましたが、悪質性が高いということで刑事告発となったものでございます。12か月の指名停止ということでございますが、県の規定では独占禁止法違反の場合は12か月という1通りの指名停止期間としております。他県ですと幅を持たせた形で、例えば2か月から12か月とか色々なやり方をしているところもございますが、本県は1通り12か月としております。

これに伴う影響ということでございますが、この期間はこの業者は県の工事には参加できないといった扱いになりますので、それ以外の業者の参加を得て工事を進めるということになります。直接的な影響といったものがあるかどうかということとは定かではございません。

【石川委員】

特に目立った影響、例えば入札が少なくなっているといったことはなく、スムーズに進んでいるということなのでしょうか。

(事務局)

そのように捉えてよろしいかと思います。この事案につきましては全国的に国や都道府県、市町村などあらゆる機関で指名停止が行われております。そういった中でそれ以外の業者により工事が進められるといったことになるかと思います。

【渡辺委員長】

ほかに質疑等がないので、次の議事に進みます。

(2) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等についての審議に入ります。今回の審議の対象となる工事については新井田委員に抽出いただいております。新井田委員から御報告をお願いします。

抽出工事の選定について報告(資料No.6)

【新井田委員】

事務局から依頼を受けまして、8月29日に対象工事を抽出いたしました。その後、8月30日から31日にかけての台風10号で、被害が甚大な地域から抽出した対象工事が1件ありましたので、これについて災害対応等を考慮して抽出案から外し、案件の見直しを行いました。

抽出した工事は、それぞれ資料No.2から資料No.4までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、予定価格1億円以上の条件付一般競争入札から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が比較的高い、あるいは比較的低いものとし、復興工事が増加して応札者数が低調な状況の中で、入札参加者が比較的に多い工事を抽出いたしました。また、これまで当委員会で審議した工事の落札方式や地域、発注機関のバランスも考慮いたしました。

以上により、お手元の資料No.6のとおり、4件の工事を抽出いたしましたので、報告いたします。

[担当部局から説明]

一般国道340号(仮称)押角トンネル築造工事(資料No.7)

[質疑等]

【新井田委員】

資料の16ページについてです。入札額についてですが、無効になったJVの金額はわかりませんが、最低金額と最高金額との差が59万5千円くらい。73億2千万円の工事でこれくらいしか差が出ないのかということと、あとは調査基準価格にかなり近い額で各社とも入札しているのですが、こういったことがあり得るものなのかということです。予定価格の方は公表されているということですが、調査基準価格というのは公表されていないのですよね。

(事務局)

いずれの工事も予定価格は事前公表しており、調査基準価格は事後公表という扱いをしております。御覧いただいたとおり、入札額が調査基準価格に近いほぼ僅差の中で行われておりますが、こういったWTO案件のような大型工事になりますと、入札の精度や技術がかなり高い業者が参加しております。予定価格の分析や積算も現実に則した形で行われているのかなと思います。こういった大型工事になると、こういった狭い範囲での入札というのは行われております。

【新井田委員】

特に異常な状況ではないということですか。

(事務局)

そのように言えると思います。

【渡辺委員長】

この工事はもう始まっているのですか。

(事務局)

既に始まっております。

【渡辺委員長】

台風10号の被害はなかったのでしょうか。

(道路建設課)

ちょうど9月10日頃に安全祈願祭を行ってトンネル掘削を開始する予定でしたが、8月30日から

の台風がありまして安全祈願祭を行う状況でもなく、現地では工事の準備をしていたものが少し流れてしまった状況です。また、ダンプで資材を運ぼうとしていた国道 340 号が相当被害を受けておりましたが、なんとか1車線は大型も通れるという状況になりました。工事自体は予定よりも2週間ほど遅れて開始するのですが、今回は大規模な式典は行っていないという状況です。

工期につきましては、長い3年間の中の2週間ですので十分取り戻しがきくということで、現在トンネル着工に至ったところです。

【渡辺委員長】

それに伴って追加の費用などは発生しないのでしょうか。

(道路建設課)

県の工事約款の中では、追加の費用が発生した場合は、請負金額の1パーセント以下につきましては、受注者自らが責を負うということになっています。大きな被害が出た場合には発注者が負担するのですが、軽微なものについては受注者のほうで一連の工事の中でみましようということですので、小規模な、例えば路盤とか工事基面の整正といったものについては、受注者が自ら再度整正し直して施工を行うことになっています。金額の多寡についてはまだ報告もありませんし、受注額も70億円ということで7,000万円までであれば受注者の責任で行うということになっています。

【渡辺委員長】

ほかに質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

一般国道 107 号日高見橋耐震補強補修(A1、P1、P5、A2)工事 (資料 No. 8)

[質疑等]

【菊池委員】

追加資料の3ページ目の技術評価結果集計表なのですが、これは落札者だけの結果しか出ていないのですが、右上の方にある「開札後審査」に丸がついているのと何か関係があるのでしょうか。

(花巻総務センター)

この1者について、提出された資料に基づき事後審査をしたものでございます。このほかにつきましては、10ページにございますが、それぞれの業者から自己評価点ということで提出されたものを記載してございます。ただ、この落札候補となった業者につきましては、開札後にそれを証明するような書類を提出いただいて、その点数が正しいかどうかという審査をしているところでございます。

【菊池委員】

そうすると技術集計表の内訳が小田島組だけというのは、今回の資料として見せるためにという訳ではないということですね。

(花巻総務センター)

はい、そのとおりでございます。

【佐藤委員】

一般的な話をしたいと思うのですが、豊洲の問題も含めて今非常に公共工事に対する県民の目というものが、本当にそのとおり工事をやっているのかというふうになっています。ついては、技術評価の評価項目Cを設定していてこのように採点表もありますけれども、本当にこの評価どおりに工事が実際になされているのかどうかということです。前は信義則に従ってやっているのだという回答だったのですが、やはりこのように評価した以上それに見合う工事が行われているかどうかの点検をし

っかりやらないとこの点数が机上の点数になりやしないか、については品質の悪い工事になるのではないかという気がしてならないのですが、その点について県は確認しているのかということをお聞きしたいと思います。

(花巻総務センター)

現在施工中なのですが、当初の施工計画書でそのことを記載して提出してもらっています。その上でセクションごとに確認を行いながら進めております。

【渡辺委員長】

ほかに質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

築川ダム機能補償林道根田茂左岸工事（資料 No. 9）

[質疑等]

【菊池委員】

11 ページの入札調書のところなのですが、落札された業者の総合評価点はトップなのですが、技術評価点は 10.80 ということで上から数えるより下から数えた方が早く、結局金額が一番低いところにおさまったという形です。技術評価点が低いのにそういったところに工事を任せるのかというイメージもあるのですが、この技術評価点のレベルはどのように見ればよいのかということの方が分からないのですが、その辺りはどのようになっているのですか。

(盛岡広域振興局)

これにつきましては総合評価ということで、技術評価点のみならず価格と併せた評価という制度でございますので、技術評価点は低いところではありますが総合的にトップになったということになります。ただ、例えば一番高い業者は上から 2 業者目の水清建設ですが、これはあくまでも業者の申請時点の数字ということで、実際にこの点数が正しかったのかどうかという判定は落札候補になってから行うということですので、これから減点されるケースもあり得るということでございます。あくまでもトータルで第 1 位であったということです。

【菊池委員】

そうしますと、落札された方でも後で評価点が変わる場合があるということですか。

(盛岡広域振興局)

第 1 順位の方から順次参加資格の事後審査と併せて工事担当の方で評価点の確認をしておりますので、もし例えば今回落札しました岡崎建設の技術評価点がさらに下がっていて、総合点数も変わって第 2 順位以下に下がったということになれば、次の業者の方の技術評価点を順次確認していくという手続があります。

【菊池委員】

分かりました。この 10.80 という点数自体は特に問題のないレベルであると捉えてよろしいのでしょうか。

(盛岡広域振興局)

はい、そのように考えております。

(盛岡広域振興局)

先ほど説明していなかったのですが、資料の No. 9-2 というものが追加配布されていますので、こちらの方を補足説明いたします。 [技術評価点について補足説明]

【石川委員】

技術評価点というのは何点以上だと良いというものではなくて、例えばこの中で一番低いのは6点ですけれども、建設する能力はその前にきちんと評価されているので、この点が何点であろうとも問題なく施工ができることにはなっているのですよね。

(盛岡広域振興局)

点数が何点以上でなければならないというものではございません。あくまでも技術評価点と価格評価点を合計して一番高かった業者が落札候補者になるというものでございますので、工事につきましてはその他の書類での審査等にもよりまして、実施できるという判断で点数を確定しております。

【佐藤委員】

低入札落札の時の数値的判断基準についてです。技術評価点が高いところでなくても低入札落札しているのですが、技術評価点と数値的判断基準には、この2つの兼ね合いや相関関係で適格な業者になるというような関係性はないのですか。

(盛岡広域振興局)

数値的判断基準につきましては、技術評価点を確認する前に、金額的にあまりにも低い業者で工事施工が危ぶまれるようなことがないかを判定するものでございまして、まず、この判定表によりまして全ての項目において合格した候補者については実施できるという判断で第1順位の候補者になったものです。その次に技術評価点等を審査するという手順になっております。

【山田委員】

この事案に限らないことですが、調査基準価格と失格基準価格の両方は公表されていないものというところでよろしいのですね。かつ、これらは県の御担当の方が諸々を積み重ねて算出した価格と考えてよろしいですね。

(事務局)

数値的判断基準の算定につきましては、12 ページにありますとおり設計金額に対して一定の率を掛けて算出しますので、入札公告の時点では費目毎の設計金額は隠されておりますので事後でないと分からないということになっております。

調査基準価格につきましても、事後の公表となりますので最初から計算することはできないものでございます。

【山田委員】

入札額が失格基準価格を下回った場合は、たとえ評価が高くても失格になるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

入札があった時はまず調査基準価格を超えているかどうかというのが第一の基準になりますし、それを下回った場合には数値的判断基準を満たしているかといったところが基準になります。失格基準価格につきましては入札価格の低い順に参加者の8割の入札額を合計して95パーセントを掛けた値が失格基準価格になりますので、事後でないと分からない仕組みになっております。

【山田委員】

失格基準価格の方はまさに事後で、入札が終わった後でないと出てこない数字ということですね。

(事務局)

はい。失格基準価格を下回れば自動的にその時点で失格になり、次には進めないという扱いです。

【石川委員】

数値的判断基準による判定表についてですが、判定基準が75パーセント、70パーセントなどがあります。一般管理費等の50パーセントというのはなんとなく分かるような気もするのですが、設計金額はきちんとした計算式なりがあって算出されているもので、それに対して直接工事費を75パーセントまで下げても大丈夫というのは、個人的にはかなり低い設定になっているなという印象なのですが、これは全国的にこのような形になっているのでしょうか。この75パーセントや70パーセントという判断基準をどのようにされているのか教えてください。

(事務局)

こちらにつきましては、それぞれの工事についてこの値を下回れば品質の確保が難しいであろうといったところで設定しております。国におきましてもほぼ同様の率を設定しております。本県の場合、一般管理費等は高めの50パーセントを設定しております。国の場合は30パーセントなどさらに低く設定しておりますが、本県では独自に率を上げておりますので、全体の底上げを図ろうといった方に向いているかと思えます。

【渡辺委員長】

ほかに質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

[担当部局から説明]

高森高原風力発電所 風力発電システム製作据付ほか工事 (資料 No. 10)

[質疑等]

【新井田委員】

プロポーザル方式によって決定したという報道発表資料が8ページだと思うのですが、建設費90億円との記載がありますが、見積調書の金額との差額の発生理由を教えてくださいと思います。

(企業局)

プロポーザル方式の時には建設費が90億円との記載が出ておりますが、その後詳細設計を実施しております。その検討の中で、こういうところを追加したい、あるいはここは必要ないといった様々な見直しをしております。その結果、随意契約にあたっては改めて詳細設計した内容で仕様を示して、見積を徴収し直して最終的に見積合せを実施したということでございますので、プロポーザルの段階と実施の段階で多少案が異なっているということでございます。

【新井田委員】

8ページの資料の金額は税込ということですのでよろしいですね。要は増えたということですね。

(事務局)

税抜になっております。

【新井田委員】

では見積調書では金額は減ったということですね。ありがとうございます。

(渡辺委員長)

ほかに質疑等がないので、本件についての指摘事項はなしとします。

それでは、今日の抽出事案を通じて、全般について改善点又は御意見・御質問等がありましたらお願いします。

(石川委員)

最初の方の抽出案件で、災害の影響はないかという質問に対して費用についての対応は聞いたので

すが、工期が延びるといようなことがあった場合には両方で協議などはするのでしょうか。

(事務局)

災害によってどうしても現場に着手できないという期間が生じた場合には、当然工期が延びてしまう可能性はあります。災害の規模などによって明らかに工期が足りないという状況になれば、受発注者間で協議して工期変更をするというのが一般的に採られている措置でございます。

(渡辺委員長)

菊池委員の質問の中で工事が減っているという話があったと思うのですが、震災関連工事は増えているということですね。新井田委員の今回の抽出理由のところでは震災関連工事が増えているという説明があったと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。

(事務局)

トータルで見ますと先ほど御説明したとおりでございます。

(渡辺委員長)

何が言いたいかと言いますと、震災関連工事は増えているのに工事全体の数が減っているというのは、震災関連以外の工事についてははかかなり減っているということだと思います。それがどういう理由からなのか、考えられるものがあれば教えてほしいのですが。

(事務局)

震災関連工事については、昨年度、本年度あたりがピークかと思えます。今後は震災関連工事も減少に向かうものと思っております。震災後を見ても、一般の工事についてはほぼ横ばいないし減少傾向で推移しております。その原因とすると、かつては2,000件とか3,000件とか工事があった時代はあるのですが、その後公共工事自体がどんどん減っていますのでその流れで縮小しているのかなと思えます。

(渡辺委員長)

それは全国的な流れなのですか。

(事務局)

公共工事について言えば、同様の傾向は見られるものと思えます。かつては5,000件といった時代もあったわけでございまして、それが震災関連を含めても1,000件前後で推移しておりますので、その傾向は続くのかなと考えております。

(山田委員)

技術者不足や資材の不足ということがこの数年言われてきたと理解しております。前回の委員会からの半年でどのくらい変わるかというのは少し難しいかもしれませんが、そうした不足がもし緩和されたということがありましたら、あるはその状況について教えていただければと思います。

(事務局)

個別の状況については申し上げられませんが、次の入札の取止めの状況の中でもやはり労働者不足や資材不足といったところは依然としてありますので、そういったものに対しては、労務単価の見直しといったところで県も対応して改善しており、入札不調の対策はとっているところでございます。

(3) 県営建設工事に係る入札の取止めの状況及び落札率について

[事務局から説明]

ア 入札の取止め状況について (資料 No. 11)

イ 落札率データ (資料 No. 12)

[質疑等]

なし

7 その他

(事務局)

次回の委員会の日程等についてお知らせいたします。次回の委員会の開催は2月上旬の開催を予定しておりますが、委員の皆様の日程を伺い、決定次第お知らせすることといたします。

また、審議対象工事を抽出する委員は、今回は、村上委員にお願いすることとなりますので、村上委員には、別途、御依頼申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。

8 閉会